

現在、口座振替による納付ができる収納金は以下となっています。
手続き等の詳細は、各担当課にご照会下さい。

令和3年4月現在

項目	担当課	振替日
市県民税(普通徴収分)	債権管理課 各支所市民サービス課	6, 8, 10, 12月の末日
固定資産税		5, 7, 9, 11月の末日
軽自動車税		5月の末日
国民健康保険税		7~2月の末日 (12月は最終営業日)
後期高齢者保険料		7~2月の末日 (12月は最終営業日)
保育所保育料	子ども支援課	毎月末日
放課後児童クラブ利用料		
軽度生活援助事業納付金	高齢者包括支援センター	毎月25日
配食サービス事業納付金		
緊急通報体制等整備事業納付金		
高齢者等雪対策総合支援事業利用者負担金		
市営住宅使用料	建築住宅課	毎月末日
市営住宅駐車場使用料		
市営住宅店舗使用料		
学校給食費	学校給食総合センター	5~2月の25日

※公営企業会計に関するもの

項目	担当課	振替日
大曲・仙北(高梨の一部、橋本) 水道料金・下水道使用料	上下水道お客様センター	毎月8日または28日
神岡・西仙北・中仙・協和・南外・仙北(高梨の一部、橋本除く) 簡易水道料金・下水道使用料		毎月28日
太田 下水道使用料		毎月28日